

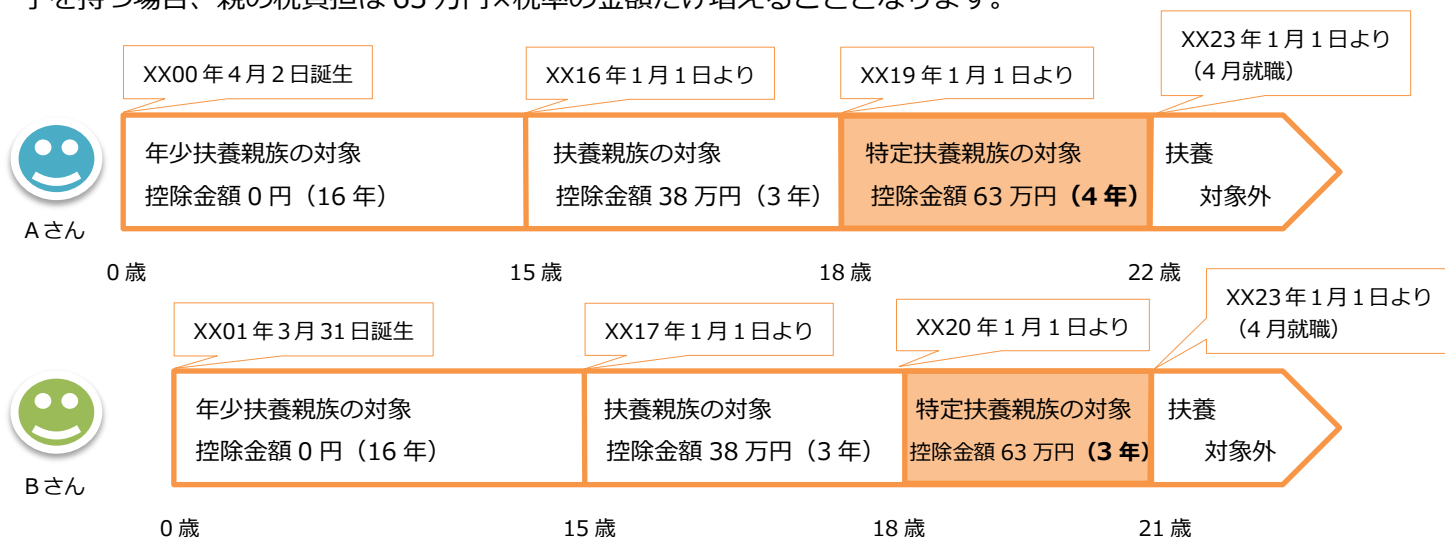
「早生まれ」と税金の関係

先日、たまたま見ていたNHKニュースで「早生まれ」とスポーツ競技選手との関係を集めていました。年度初めに生まれた子は、同級生に比べて体が大きくなるのが早く自信を持ちやすくなる一方、早生まれの子はそういう体験を感じられないままドロップアウトしてしまうとのこと。そのため、指導者側が成長レベルに合わせた練習や諦めさせない育成方針に取り組み始めたという報道でした。

そういえば…と先日所内で話題に上がった、「早生まれの子どもだと、税金の控除が不利ではないか？」という話を思い出しました。弊所副代表の藤村の、今年4月に長女が就職するため扶養が1人減ってしまう、という話が発端です。そこで今回は、「早生まれ」と税金、その他制度との関係についてご紹介します。

一番お得な「特定扶養親族」となる期間が1年少ない！

同じ学年の年度初め(4/2)に生まれたAさんと、早生まれ(3/31)のBさんについて、扶養している親が受ける控除関係を下記の図にまとめました。ご覧のように、15歳までの年少扶養親族、18歳までの扶養親族に該当する期間に差はありません。しかし、高校を卒業して4年制大学を卒業した場合、Aさんの場合は4年間特定扶養親族となりますが、Bさんの場合は3年間となり、生まれた時期が違うだけで1年間の違いがあります。これは税金上の扶養を判断する基準が1月1日となっているためです。たかが1年、されど1年で、早生まれの子を持つ場合、親の税負担は63万円×税率の金額だけ増えることとなります。



受けとる児童手当の金額にも差額あり

子どもが年少扶養親族となる間は控除金額が0円ですが、以前はこの期間も38万円の控除ができる扶養親族とされていました。平成23年改正により0円となったのですが、これに代わる施策として子ども手当(現在は児童手当)の支給が定められました(所得制限あり)。

実はこの児童手当についても、生まれた月によって受けとる月数は異なります。申請を出した日の翌月から15歳に到達後最初の3/31まで児童手当は支給されます。従って、前述のAさんが受領できる児童手当は191カ月であるのに対し、Bさんの場合は180カ月と11カ月分の差が出てきます。

高額な給与所得者は今後さらに負担増の可能性

税制改正により、平成32年より850万円超の収入がある給与所得者は、給与所得控除という控除も減額(つまり増税)となります。ただし、子育て世代には従来との調整が図られ、税負担は増税とならないように調整される予定で、子どもが就職すると増税となる仕組みとなっています。上記の通り、早生まれの子どもは控除できる期間が1年短くなるので、未だに早生まれの子どもがいる場合は負担がさらに大きくなってしまいます。

とはいえ、税金面を考慮して子どもを産む、ということもナンセンスですので、不公平感を解消できるような税の仕組みとならないものか、今後の税制改正を見守っていきたいと思います。

※平成31年3月時点での税制に基づき記載しております。(文責:橋本 明日香)